



平成25年度税制改正要望について

当協会では、平成25年度の税制改正にあたり別紙の通りの要望事項について6月15日開催の常任理事会において取りまとめ、本日、関係先に提出いたしましたので、お知らせいたします。

平成24年7月9日
日本チェーンストア協会
広報部
TEL:03-5251-4600
FAX:03-5251-4601

平成25年度税制改正要望

平成24年7月9日
日本チェーンストア協会

I. 消費課税に対する考え方

6月26日の衆議院本会議において「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律案」が可決されたが、長期化・深刻化するデフレ経済の下、財政の緊縮が進む中での消費税率引き上げはさらなる消費低迷を招くものであり、誠に遺憾である。

仮に強行するのであれば、プラス発想に立ち、財政出動を行ってでも現状の閉塞感を払しょくし、経済を活性化させるような政策を果敢に実行することが不可欠である。現在の下向き・内向き・後ろ向きの流れを逆方向に変えることこそが重要であり、緊縮財政を進める中での消費税率引き上げは無謀であると言わざるを得ない。

II. 具体的な要望項目

【国 税】

1. 所得 税

(1) パート労働者の非課税限度額（103万円）の引き上げ

地域に根ざした事業展開と多様な就労形態による雇用を通じて、地域経済の活性化と発展に貢献するチェーンストア業界において、パート労働者は企業経営を支える大切なパートナーである。当業界においては、パート労働者が柔軟な就業時間と休日制度、幅広い雇用期間等を用意して各人の希望に応じた多様な就労が選択できるように雇用機

会の拡充に努めているが、現行の非課税限度額（103万円）では、働く時間的余裕と意欲のあるパート労働者についても、年末にかけて就労調整をせざるを得ない状況にあり、良好な雇用関係の障害になっている。

消費税率引き上げとともに給付付き税額控除や複数税率の導入等が議論されているが、非課税限度額の引き上げが最も効率よく可処分所得の増加に寄与し、上記の施策と同様の効果が期待できるものであり、意欲あるパート労働者の就労機会を確保するとともに、個人消費の活性化の観点からも直ちに実施していただきたい。

（2）定率減税の実施

日本の経済状況は依然として長期低迷から脱却できず、多くの生活者は将来不安を抱いたまま生活防衛的な消費行動を余儀なくされている。

国内経済の活発化を促す一つの方策として国民の可処分所得の増加が挙げられるが、かねて実施した定率減税は、恒久的減税としてスタートしたにもかかわらず、縮小を経て平成18年12月をもって廃止された。現下の閉塞感を打破し、内需拡大に資するためにも、例えば定率減税を復活させる等の消費の活性化に寄与する措置を速やかに実施していただきたい。

2. 法人税

（1）法人税率の引き下げ

法人税の実効税率引き下げが本年度から適用されているが、同時に復興特別法人税が加算されたため、当初の税率引き下げ効果は見込めていない状態にある。

平成23年度税制改正大綱において示された所期の目的である「企業の国際競争力の向上」「国内の投資拡大」「雇用創出への積極的な取り組み」等が実現できるよう、一日も早く当初の実効税率引き下げの水準において執行していただくとともに、今後の電気料金引き上げや社会保障制度改革等の環境変化を踏まえて、経営コストを圧迫し、企業活動の活力を損ねることのないように法人税率の抜本的な引き下げを実施していただきたい。

（2）損金算入に関する各種制度の見直し

①貸倒引当金の損金不算入の見直し

国内外の経済動向は一層不透明であり、取引先を含む企業の貸倒懸念はさらに増大しつつある。本件は平成22年12月に唐突に決められ、かつ、業種により適用に差があり公平性を欠くとの問題もあるため、損金不算入について見直していただきたい。

②交際費・寄付金等の損金制度の見直し

地域展開を図るチェーンストア業界において、交際費は周辺地域に対する地域振興や

社会貢献活動等に不可欠な費用である。したがって、地域の活性化に必要な交際費については、経費として損金算入できるよう見直していただきたい。

また、寄付金は、企業の社会的責務として果たすべき社会貢献活動の一つの行為であり、企業が積極的に参画できるよう指定寄付金の範囲及び損金算入限度額を拡大していただきたい。

③減損会計における減損損失の損金算入

法人税法上、固定資産の評価損は原則として損金不算入とされ、特別の事由がある場合に限り例外的に損金算入が認められている。企業にとって減損会計における固定資産の減損損失は多額となる可能性があり、損金不算入とされていることは企業運営においてさらに負担が増加するものであると言わざるを得ない。したがって、減損損失については、損金算入できるよう見直していただきたい。

④電話加入権の損金算入

電話加入権は1回線あたりの金額が小額であるにもかかわらず、非償却資産となっており損金算入できない。他の小額固定資産（取得価格10万円未満）が事業の用に供した事業年度に損金算入可能であることを考慮すれば、電話加入権が非償却資産であることは実態に則していない。また、その時価は現在著しく低下しているが、その評価損については原則損金算入できない実情にもある。したがって、これらについては減価償却資産と同様の扱いに見直していただきたい。

(3) 税制上の優遇措置の創設・拡充

①省エネ機器等の導入に対する優遇措置等の拡充

原発事故の影響から、さらなる節電対策の徹底や再生可能エネルギーへの転換等エネルギー及び環境保全に係る課題について改めて本格的に議論すべき時期に直面している。会員企業の店頭においては固定的に電力使用が必要となる冷凍・冷蔵設備、空調設備等について、効率的・効果的なシステムの導入やオペレーションのあり方等を予めから積極的に実施してきた。これらに加えて今後さらなる省エネルギーを推進するためには、設備投資に多大な費用が必要となり、各企業が自発的にさらなる環境対策を実施していくことは決して容易なことではない。

現在、省エネ設備や再生可能エネルギー設備への投資に際しては、「グリーン投資減税」が設けられているが、本制度の対象設備は「建築物に係るエネルギーの使用の合理化に著しく資する設備」となっており、冷凍・冷蔵機器など付帯的に設置する設備は対象となっていない。国全体の政策をより実効あるものとするためにも、こうした設備にも対象を拡大していただくとともに、現在初年度における償却額は取得額の30%を限度としているが、一括償却に拡大するなど制度を拡充していただきたい。

②流通標準の導入に対する優遇措置等の創設

チェーンストア業においては、製配販における効率化を推進するとともに環境負荷の低減等の観点から、次世代の電子商取引（EDI）として流通BMSの普及推進、物流面

においては通い箱（クレート）の規格統一と普及推進に取り組んできている。さらに効率性を向上させ省資源等の付加価値を実現するためには全体で普及推進を図る必要があるが、これらの標準導入については初期導入費用等がかかり、さらなる普及の推進には国による積極的なバックアップが必要である。したがって、流通標準の導入に対し、一括損金算入や税額控除を認める等の優遇措置を新たに講じていただきたい。

（４）減価償却制度の見直し（耐用年数の短縮及び少額減価償却資産の損金算入限度額の引き上げ）

消費者ニーズの多様化や商品のライフサイクルの短縮化等の環境変化に伴い、店舗用建物や床の張替えに係る耐用年数については実態に即したものとは言えず、投資や既存店の活性化の観点から耐用年数を短縮していただきたい。特に床・絨毯の張替え等の店舗改装・設備の変更を頻繁に行う場合もあり、床の張替えについては、絨毯等と同様に耐用年数を３年としていただきたい。

さらに、少額減価償却資産の損金算入限度額は、平成 10 年度税制改正において 10 万円未満に引き下げられたが、当業界においては少額資産が比較的多く存在することから改正前の 20 万円未満に引き上げていただきたい。

3. 印紙税

（１）印紙税の廃止

IT の進展や決済手段の多様化に伴い、カード決済、電子マネー等の電子決済による商取引が急速に浸透している。その一方で、文書による取引については依然として印紙税が課せられており、取引形態により課税の有無が生じる不合理が発生している。特に、領収書等（17 号文書）への課税については、ネット販売と店舗販売において同一商品であっても支払方法によって課税の有無が異なるという明らかな不公正が生じている上、印紙税は消費税との二重課税になっているとも考えられるため、印紙税は早急に廃止していただきたい。

【地 方 税】

1. 事業所税

（１）事業所税の廃止

事業所税は、都市環境の整備及び改善に関する事業の財源にあてる目的で、地方税法

で定められた都市に所在する事業所等に対して課税しているが、本税の目的とする都市環境の整備等事業内容、費用対効果等について全く公表されておらず、納税事業者としては、この税のあり方について疑問を持たざるを得ない。

さらに、事業所税は、法人事業税や法人住民税との二重・三重の課税となっているのみならず、事業所床面積と従業員給与総額が課税標準とされているため、地域に店舗を構えて地域住民に多くの就労機会を提供しているチェーンストア業にとっては、過重な負担となっている。したがって本税については速やかに廃止していただきたい。

2. 法人事業税

(1) 付加価値割の廃止

法人事業税における外形標準課税制度の課税標準は、資本割（各事業年度の資本等の金額）、所得割（各事業年度の所得（利益）及び清算所得）と付加価値割（各事業年度の報酬給与額、純支払利子、純支払賃借料、損益）とされており、応益課税として既に負担している法人住民税の均等割との二重課税となっている上、実質的な賃金課税であるこの制度は、多くの雇用を創出し地域振興の中核となっているチェーンストア業にとって、内需拡大の貢献度に比べ過重な負担ともなっている。

したがって、法人事業税における付加価値割については早急に廃止していただきたい。

3. 法人住民税

(1) 均等割課税方式の是正

法人住民税は、所得に関係なく資本金及び従業員数を基準に課税されるため業種間に不均衡が生じており、多くの雇用を創出し、内需拡大に貢献しているチェーンストア業には過重な状態にある。

また、現在の基準では、従業員数が50人までは41万円であるが、50人を超えると一挙に300万円にもなり、大きなアンバランスが生じている。

したがって、例えば現行の50人を境とする区分を100人までは10人単位とし、それ以上については50人単位とする等の細分化や、従業員1人当たりの均等割額を決めて算出する等、基準を合理的に見直していただきたい。

4. その他の税目

(1) 固定資産税の償却資産の課税標準（評価額）の下限（取得価額5%）廃止

平成 19 年度税制改正において、国際競争力強化と投資促進を図るため減価償却制度の見直しが行われ、償却可能限度額及び残存価額が廃止された。しかし、固定資産税における償却資産については、依然として資産の取得価額の 5%が下限として評価額が算出されており、租税負担は高いままとなっている。減価償却制度見直しの目的である投資促進を図る意味でも評価額の下限を廃止し、法人税法の減価償却の算出方法と合致させていただきたい。

(2) 住宅以外の家屋に係る不動産取得税の軽減税率適用

平成 20 年 3 月 31 日までに取得した住宅以外の家屋（店舗・事務所）に係る不動産取得税は 3.5%と軽減税率が適用されていたが、平成 20 年 4 月 1 日以降に取得した場合は 4%の通常税率となっている。事業活動の活性化のために改めて軽減税率を適用していただきたい。

5. 納税事務の簡素化等

全国において広域的に事業活動を行っているチェーンストア業では、地方公共団体ごとの納税事務に多大な時間とコストを要している。以下の事務については、速やかに簡素化していただきたい。

- ①法人住民税の都道府県への一括納付または企業の本部所在地での一括納付
- ②申告に係る書式の統一
- ③電子申告に関する自治体の受け入れ体制の整備

以上